令和6年度 苅 田 町 地域密着型サービス事業者 集団指導資料

# 【制度改正関係】

地域密着型 介護老人福祉施設

苅田町 福祉課

# <改定事項>

| ①配置医師緊急時対応加算の見直し・・・・・・・・・・・1          |
|---------------------------------------|
| ②介護老人福祉施設等における給付調整のわかりやすい周知・・・・・2     |
| ③介護老人福祉施設等における透析が必要な者に対する送迎の評価・・・・2   |
| ④協力医療機関との連携体制の構築・・・・・・・・・・・・3         |
| ⑤協力医療機関との定期的な会議の実施・・・・・・・・・・・4        |
| ⑥入院時等の医療機関への情報提供・・・・・・・・・・・5          |
| ⑦介護老人福祉施設等における緊急時等の対応方法の定期的な見直し・・・6   |
| ⑧高齢者施設等における感染症対応力の向上・・・・・・・・・7        |
| ⑨施設内療養を行う高齢者施設等への対応・・・・・・・・・・8        |
| ⑩新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携・・・・・・・・9     |
| ⑪平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進・・・・ 1 O  |
| ⑪リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進・・・12   |
| ③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画   |
| 書の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14          |
| ⑭介護保険施設における口腔衛生管理の強化・・・・・・・・・14       |
| ⑤退所者の栄養管理に関する情報連携の促進・・・・・・・・・15       |
| ⑥再入所時栄養連携加算の対象の見直し・・・・・・・・・・17        |
| ⑪ユニットケア施設管理者研修の努力義務化・・・・・・・・・18       |
| ⑱科学的介護推進体制加算の見直し・・・・・・・・・・・18         |
| ⑲自立支援促進加算の見直し・・・・・・・・・・・・・・21         |
| ⑩アウトカム評価の充実のための ADL 維持等加算の見直し・・・・・ 22 |
| ②アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し・・・・・23     |
| ②アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し・・・24   |
| ②介護職員の処遇改善・・・・・・・・・・・・・・・・24          |
| ④利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方   |
| 策を検討するための委員会の設置の義務付け・・・・・・・・・25       |
| ⑤介護ロボットや ICT 等のテクノロジ—の活用促進・・・・・・・ 26  |
| ⑩外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し・・・・・27     |
| ②ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化・・・・・・・・27       |

### ①配置医師緊急時対応加算の見直し

#### 1.(3) 5 配置医師緊急時対応加算の見直し

#### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

○ 入所者に急変が生じた場合等の対応について、配置医師による日中の駆けつけ対応をより充実させる観点から、 現行、早朝・夜間及び深夜にのみ算定可能な配置医師緊急時対応加算について、日中であっても、配置医師が通常 の勤務時間外に駆けつけ対応を行った場合を評価する新たな区分を設ける。 【告示改正】

#### 単位数

<現行>

<改定後>

配置医師緊急時対応加算

配置医師緊急時対応加算

なし

配置医師の通常の勤務時間外の場合 325単位/回 (新設)

早朝・夜間の場合 650単位/回

(早朝・夜間及び深夜を除く)

650単位/回

深夜の場合

1.300单位/回

深夜の場合

早朝・夜間の場合

1.300单位/回

#### 算定要件等

- 次の基準に適合しているものとして届出を行った指定介護老人福祉施設において、配置医師が施設の求めに応じ、早朝(午前6時から午前8時まで)、夜間(午後6時から午後10時まで)、深夜(午後10時から午前6時まで)又は配置医師の通常の勤務時間外(早朝、夜間及び深夜を除く。)に施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合に所定単位数を算定する。ただし、看護体制加算(Ⅱ)を算定していない場合は、算定しない。
  - 入所者に対する注意事項や病状等についての情報共有、曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法、診療を依頼する場合の具体的状況等について、配置医師と施設の間で、具体的な取決めがなされていること。
  - 複数名の配置医師を置いていること又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ24時間対応できる体制を確保していること。

#### 【留意事項】

配置医師緊急時対応加算(新設部分)について

配置医師の通常の勤務時間外とは、配置医師と施設の間であらかじめ定められた配置医師が当該施設に おいて勤務する時間以外の時間(早朝・夜間及び深夜を除く)とし、早朝・夜間(深夜を除く)とは、午 後6時から午後10時まで又は午前6時から午前8時までとし、深夜とは、午後10時から午前6時までとす る。なお、診療の開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に、当該加算を算定すること。診療時間 が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯における診療時間が全体の診療時間に占める割合がご くわずかな場合においては、当該加算は算定できない。

算定に当たっては、配置医師と施設の間で、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの医師との連携方法や診察を依頼するタイミング等に関する取り決めを<u>事前に定め、1年に1回以上見直しをすることにより、24時間配置医師又はその他の医師による対応が可能な体制を整える</u>こととする。

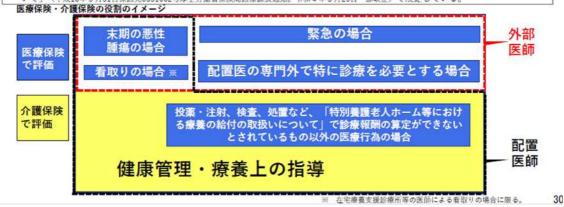
※令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.1)問 138~問 139 参照

### ②介護老人福祉施設等における給付調整のわかりやすい周知

1.(3) 16 介護老人福祉施設等における給付調整のわかりやすい周知

概要 【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- 診療報酬との給付調整について正しい理解を促進する観点から、配置医師が算定できない診療報酬、配置医師でも算定できる診療報酬であって介護老人福祉施設等で一般的に算定されているものについて、誤解されやすい事例を明らかにするなど、わかりやすい方法で周知を行う。【通知改正】
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は、基準上、入所者に対し、健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師を配置することとされており、この配置医師が行う健康管理及び療養上の指導は介護報酬で評価されるため、初診・再診料等については、診療報酬の算定はできない。
- 一方で、配置医師以外の医師(外部医師)については、(1)緊急の場合、(2)配置医師の専門外の傷病の場合に、「初・再診料」、「往診料」等を算定できる。また、(3)末期の悪性腫瘍の場合、(4)在宅療養支援診療所等の医師による看取りの場合に限っては、「在宅患者訪問診療料」等も算定できる。
- こうした入所者に対する医療行為の報酬上の評価の取扱いについては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発0331002号厚生労働省保険局医療課長通知。令和4年3月25日一部改正)で規定している。



### ③介護老人福祉施設等における透析が必要な者に対する送迎の評価

1.(3) ① 介護老人福祉施設等における透析が必要な者に対する送迎の評価

概要 【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

○ 透析が必要な者の受入れに係る負担を軽減する観点から、定期的かつ継続的に透析を必要とする入所者であって、 家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事由がある者について、施設職員が月12回以上の送迎を行った場合を評価する新たな加算を設ける。【告示改正】



#### 算定要件等

○ 透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合(新設)

#### 【留意事項】

特別通院送迎加算について

特別通院送迎加算は、施設外において透析が必要な入所者が、家族等による送迎ができない、送迎サービ

スを実施していない病院又は診療所を利用している場合等のやむを得ない事情により、施設職員が送迎を 行った場合に算定できるものであり、透析以外の目的による通院送迎は当該加算の算定のための回数に含 めない。

※令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.1)問 135~問 137 参照

### ④協力医療機関との連携体制の構築

### 1. (3) 19 協力医療機関との連携体制の構築

概要 【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を 行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を 構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
- ア 以下の要件を満たす協力医療機関 (③については病院に限る。)を定めることを義務付ける(複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。)。その際、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。
  - ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
  - ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
  - ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
- ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させる ことができるように努めることとする。

#### **概要** 【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★】

- 高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅 医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行 う。【省令改正】
- ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
- ① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
- イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
- ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。

### ⑤協力医療機関との定期的な会議の実施

#### 1. (3) 20 協力医療機関との定期的な会議の実施

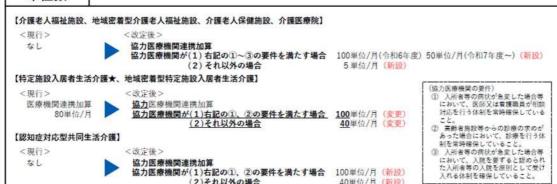
概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

40単位/月 (新設)

- 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護について、協力医療機関との実 効性のある連携体制を構築するため、入所者または入居者(以下「入所者等」という。)の現病歴等の情報共有を 行う会議を定期的に開催することを評価する新たな加算を創設する。
- また、特定施設における医療機関連携加算について、定期的な会議において入居者の現病歴等の情報共有を行う よう見直しを行う。【告示改正】

#### 単位数



#### 算定要件等

協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。(新設)

(2)それ以外の場合

#### 【留意事項】

#### 協力医療機関連携加算

- ① 本加算は、高齢者施設等と協力医療機関との実効性のある連携体制を構築する観点から、入居者の急 変時等に備えた関係者間の平時からの連携を強化するため、入居者の病歴等の情報共有や急変時等にお ける対応の確認等を行う会議を定期的に開催することを評価するものである。
- ② 会議では、特に協力医療機関に対して診療の求めを行うこととなる可能性が高い入居者や新規入居者 を中心に情報共有や対応の確認等を行うこととし、毎回の会議において必ずしも入居者全員について詳 細な病状等を共有しないこととしても差し支えない。
- ③ 協力医療機関が指定地域密着型サービス基準第127条第2項第1号及び第2号に規定する要件を満た している場合には(1)の100単位、それ以外の場合には(2)の40単位を加算する。(1)について、複数の医療機 関を協力医療機関として定めることにより当該要件を満たす場合には、それぞれの医療機関と会議を行 う必要がある。(1)を算定する場合において、指定地域密着型サービス基準第127条第3項に規定する届出 として当該要件を満たす医療機関の情報を市町村長に届け出ていない場合には、速やかに届け出ること。
- ④ 「会議を定期的に開催」とは、概ね3月に1回以上開催されている必要がある。ただし、電子的シス テムにより当該協力医療機関において、当該事業所の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されて いる場合には、概ね6月に1回以上開催することで差し支えないこととする。なお、協力医療機関へ診療 の求めを行う可能性の高い入居者がいる場合においては、より高い頻度で情報共有等を行う会議を実施 することが望ましい。
- ⑤ 会議は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。

以下同じ。)を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

- ⑥ 本加算における会議は、指定地域密着型サービス基準第127条第3項に規定する、入居者の病状が急変した場合の対応の確認と一体的に行うこととしても差し支えない。
- ⑦ 看護職員は、前回の情報提供日から次回の情報提供日までの間において、指定地域密着型サービス基準第122条に基づき、利用者ごとに健康の状況について随時記録すること。
- ⑧ 会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。
- ※令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol. 1)問 127、問 151~問 152 参照

令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.3)問3参照

令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.7)問1参照

### ⑥入院時等の医療機関への情報提供

#### 1. (3) ② 入院時等の医療機関への情報提供 【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院 介護老人保健施設及び介護医療院について、入所者の入院時に、施設等が把握している生活状況等の情報提供を更に促進する観点から、 退所時情報提供加算について、入所者が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点や認知機能等にかかる情報を提供した場合について 新たに評価する区分を設ける。また、入所者が居宅に退所した際に、退所後の主治医に診療情報を情報提供することを評価する現行相当 の加算区分についても、医療機関への退所の場合と同様に、生活支援上の留意点等の情報提供を行うことを算定要件に加える。 ○ また、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護について、入所者または入居者(以下「入所者等」 という。)が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行うことを評価する新たな加算を創設する。【告示改正】 単位数 【介護老人保健施設、介護医療院】 <現行> <改定後> 退所時情報提供加算 (I) 500単位/回 退所時情報提供加算 (II) 250単位/回 (新設) 退所時情報提供加算 500単位/回 【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護】 <現行> <改定後> 退所時情報提供加算 250単位/回(介護老人福祉施設) なし 退居時情報提供加算 250単位/回(特定施設、認知症対応型共同生活介護)(新設) 算定要件等 入所者が居宅へ退所した場合(変更) 【介護老人保健施設、介護医療院】<退所時情報提供加算(1)> ○ 居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、当該入所者の診療情報 活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。 【介護老人保健施設、介護医療院】<退所時情報提供加算(II)> 入所者等が<u>医療機関へ退所した場合(新設)</u> 【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護】<退所時情報提供加算、退居時情報提供加算> 医療機関へ退所する人所者等について、 退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の 心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。

#### 【留意事項】

退居時情報提供加算について

- ① 入居者が退所退居して医療機関に入院する場合、当該医療機関に対して、入居者を紹介するに当たっては、別紙様式9の文書に必要な事項を記載の上、当該医療機関に交付するとともに、交付した文書の写しを介護記録等に添付すること。
- ② 入居者が医療機関に入院後、当該医療機関を退院し、同一月に再度当該医療機関に入院する場合には、 本加算は算定できない。

※令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.1)問153参照令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.2)問18参照令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.3)問2参照

### ⑦介護老人福祉施設等における緊急時等の対応方法の定期的な見直し

1. (3) ② 介護老人福祉施設等における緊急時等の対応方法の定期的な見直し

#### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

○ 介護老人福祉施設等における入所者への医療提供体制を確保する観点から、介護老人福祉施設等があらかじめ定める緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとする。また、1年に1回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならないこととする。【省令改正】

#### 基準

#### <現行>

指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の 急変が生じた場合のため、あらかじめ、配置 医師との連携方法その他の緊急時等における 対応方法を定めておかなければならない。



#### <改定後>

指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、配置医師及び協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

指定介護老人福祉施設は、配置医師及び協力医療機関 の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応 方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対 応方法の変更を行わなければならない。

※①配置医師緊急時対応加算の【留意事項】の参照

### 8高齢者施設等における感染症対応力の向上

#### 1. (5) ① 高齢者施設等における感染症対応力の向上

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密 着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 高齢者施設等については、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を 行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止することが求められることから、 以下を評価する新たな加算を設ける。
  - 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関(協定締結医療機関)との連携体制を構築していること
  - 上記以外の一般的な感染症(※)について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該 協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。 ※ 新型コロナウイルス感染症を含む。
- 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や 指導を受けること
- また、感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることを評 価する新たな加算を設ける。【告示改正】

#### 単位数

<現行> なし



<改定後>

高齢者施設等感染対策向上加算(I) 10単位/月(新設) 高齢者施設等感染対策向上加算(II) 5 単位/月(新設)

#### 笪定要件等

#### <高齢者施設等感染対策向上加算(I)>(新設)

- 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機 関等と連携し適切に対応していること。
- 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感 染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

#### <高齢者施設等感染対策向上加算(II)>(新設)

診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。

#### 【留意事項】

高齢者施設等感染対策向上加算(I)について

- ① 高齢者施設等感染対策向上加算(I)は、高齢者施設等における平時からの感染対策の実施や、感染症 発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を評価するものであること。
- ② 高齢者施設等において感染対策を担当する者が、医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓 練に少なくとも1年に1回以上参加し、指導及び助言を受けること。院内感染対策に関する研修又は訓練 については、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表の区 分番号A234-2に規定する感染対策向上加算(以下、感染対策向上加算という。)又は医科診療報 酬点数表の区分番号AOOOに掲げる初診料の注11及び再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算 に係る届出を行った医療機関が実施する院内感染対策に関するカンファレンスや職員向けに実施する院 内感染対策に関する研修、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスを対 象とする。
- ③ 指定地域密着型サービス基準第108条により準用する第33条第2項に基づき、介護職員その他の従業員 に対して実施する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の内容について、上記の医療機 関等における研修又は訓練の内容を含めたものとすること。
- ④ 指定地域密着型サービス基準第105条第4項において、指定認知症対応型共同生活介護事業所は、入居 者が新興感染症に感染した際に、感染者の診療等を行う第二種協定指定医療機関と連携し、新興感染症 発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしており、加算の算定に当たっては、第二種協定 指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。新興感染症発生

時等の対応としては、感染発生時等における相談、感染者の診療、入院の要否の判断等が求められることから、本加算における連携の対象となる第二種協定指定医療機関は診療所、病院に限る。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。

⑤ 季節性インフルエンザやノロウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症など特に高齢者施設等において流行を起こしやすい感染症について、協力医療機関等と連携し、感染した入所者に対して適切に医療が提供される体制が構築されていること。特に新型コロナウイルス感染症については、「高齢者施設等における医療機関との連携体制等にかかる調査の結果について(令和5年12月7日付事務連絡)」のとおり新型コロナウイルス感染症の対応を行う医療機関との連携状況等を調査しており、引き続き感染者の対応が可能な医療機関との連携体制を確保していること。

#### 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)について

- ① 高齢者施設等感染対策向上加算(II)は、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、少なくとも3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に、月1回算定するもの。
- ② 実地指導については、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関において設置された感染制御チームの専任の医師又は看護師等が行うことが想定される。
- ③ 指定地域密着型サービス基準第108条により準用する第33条第2項に基づき、介護職員その他の従業員に対して実施する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の内容について、上記の医療機関による実地指導の内容を含めたものとすること。
- ※令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol. 1)問 128~問 133 参照

### ⑨施設内療養を行う高齢者施設等への対応

1. (5) ② 施設内療養を行う高齢者施設等への対応

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行うことを新たに評価する。
- 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する仕組みとする。 【告示改正】

#### 単位数

<現行> なし



<改定後>

新興感染症等施設療養費 240単位/日 (新設)

#### 算定要件等

○ 入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。 ※ 現時点において指定されている感染症はない。

#### 【留意事項】

#### 新興感染症等施設療養費

- ① 新興感染症等施設療養費は、新興感染症のパンデミック発生時等において、事業所内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者の療養を施設内で行うことを評価するものである。
- ② 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必要に応じて厚生労働大臣が指定する。令 和6年4月時点においては、指定している感染症はない。
- ③ 適切な感染対策とは、手洗いや個人防護具の着用等の標準予防策(スタンダード・プリコーション)の徹底、ゾーニング、コホーティング、感染者以外の入所者も含めた健康観察等を指し、具体的な感染対策の方法については、「介護現場における感染対策の手引き(第3版)」を参考とすること。

### ⑩新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

1. (5) ③ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 施設系サービス及び居住系サービスについて、利用者及び入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。
- また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の 対応について協議を行うことを義務づける。【省令改正】

### ⑪平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進

1. (7) ⑤ 認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの 認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進

概要

【認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

○ 認知症の行動・心理症状 (BPSD) の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時から の取組を推進する観点から、新たな加算を設ける。【告示改正】

#### 単位数

<現行>なし

<改定後>

認知症チームケア推進加算(Ⅰ)150単位/月(新設) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)120単位/月(新設)

※認知症専門ケア加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合においては、算定不可。

#### 算定要件等

#### <認知症チームケア推進加算(1)>(新設)

- (1) 事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする 認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。
- (2) 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応(以下「予防等」という。)に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。
- (3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。
- (4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。

#### <認知症チームケア推進加算(Ⅱ)>(新設)

- ・(1)の(1)、(3)及び(4)に掲げる基準に適合すること。
- ・認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。

認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について(厚生労働省通知令和6年3月18日付) 第1 認知症チームケア推進加算に関する基本的な考え方

- (1)認知症ケアについては、認知症である入所者または入居者(以下「入所者等」という。)の尊厳を保持した適切な介護を提供することが、その目指すべき方向性である。入所者等に日頃から適切な介護が提供されることにより、BPSDの出現を予防し、出現時にも早期対応し重症化を防ぐことが可能となる。
- (2) 本加算は、上記の目指すべき方向性を実現するため、配置要件になっている者が中心となった複数人の介護職員等から構成するチーム(以下、「チーム」という) を組んだうえで、日頃から認知症の入所者等に対して適切な介護を提供し、それにより、BPSD の予防及び出現時の早期対応に資するチームケアを実施していることを評価するものである。
- (3) チームは、本加算の対象者である入所者等個人に対し計画的に BPSD の評価指標を用いて評価を 実施し、その評価の結果に基づき、チームケアの計画を作成・実施すること。計画の作成にあたっては、 評価の結果と整合性が取れた計画を、個々の入所者等の状態に応じて個別に作成することとし、画一的 な計画とならないよう留意すること。また、ケアにおいて入所者等の尊厳が十分保持されるよう留意す ること。
- (4) チームは、ケアの質の向上を図る観点から、チームケアを実施するにあたっては、対象者 1 人に つき月 1 回以上の定期的なカンファレンスを開催し、BPSD を含めて個々の入所者等の状態を評価し、 ケア計画策定、ケアの振り返り、状態の再評価、計画の見直し等を行うこと。なお、入所者等の状態の

評価、ケア方針、実施したケアの振り返り等は別紙様式の「認知症チームケア推進加算・ワークシート」 及び介護記録等に詳細に記録すること。その他、日々のケアの場面で心身の状態や環境等の変化が生じ たとき等は、その都度カンファレンスを開催し、再評価、ケア方針の見直し等を行うこと。

#### 第2 加算対象者

本加算の対象者である「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランク II、III、IV又はMに該当する入所者等を指す。

#### 第3 加算要件

#### (1) 認知症チームケア推進加算(I)

認知症チームケア推進加算(I)の要件にある「認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応(以下「予防等」という。)に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するイアプログラムを含んだ研修を修了している者」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」を修了し、かつ、認知症チームケア推進研修(認知症である入所者等の尊厳を保持した適切な介護、BPSDの出現・重症化を予防するケアの基本的考え方を理解し、チームケアを実践することを目的とした研修をいう。以下同じ。)を修了した者を指す。

#### (2)認知症チームケア推進加算(Ⅱ)

認知症チームケア推進加算(II)の要件にある「認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」を修了し、かつ、認知症チームケア推進研修を修了した者を指す。

#### 第4 その他

加算の対象となる入所者等の人数に応じ、一人の研修を修了した者が全てのチームに対応することが困難と考えられる場合は、複数の者が研修を修了することが望ましい。

※令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.2)問1~問10参照令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.6)問4~問6参照令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.9)参照

### ⑩リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進

2.(1)②介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進①

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養を一体的に推進し、自立支援・重度化防止を効果的に進める観点から、介護老人保健施設におけるリハビリテーションマネジメント計画書情報加算、介護医療院における理学療法、 作業療法及び言語聴覚療法並びに介護老人福祉施設における個別機能訓練加算(II)について、以下の要件を満た す場合について評価する新たな区分を設ける。【告示改正】
  - 口腔衛生管理加算(II)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。
  - リハビリテーション実施計画等の内容について、リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の情報を関係職
  - 種の間で一体的に共有すること。その際、必要に応じてLIFEに提出した情報を活用していること。 ウ 共有した情報を踏まえ、リハビリテーション計画または個別機能訓練計画について必要な見直しを行い、見直 しの内容について関係職種に対し共有していること。

#### 単位数

#### 【介護老人保健施設】

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 33単位/月

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(1)53単位/月(新設) リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(II) 33単位/月

※加算(1)、(11)は併算定不可

#### 【介護医療院】

理学療法 注 6、作業療法 注 6、言語聴覚療法 注 4 33単位/月

<改定後> 理学療法 注 6、作業療法 注 6、言語聴覚療法 注 4 33単位/月

理学療法 注7、作業療法 注7、言語聴覚療法 注5 20単位/月(新設)

#### 【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

個別機能訓練加算(1) 12単位/日 個別機能訓練加算(II) 20単位/月

<改定後>

| 個別機能訓練加算 (II) 12単位/日(変更なし) | 個別機能訓練加算 (II) 20単位/月(変更なし) | **個別機能訓練加算 (III)** 20単位/月(新設)

※加算(1)、(11)、(11)は併算定司

2.(1)②介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進②

**算定要件等** 【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

### 【介護老人保健施設】 <リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (I) > (新設)

【介護医療院】<理学療法注7、作業療法注7、言語聴覚療法注5>(新設

- 入所者ごとのリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じてリハビ リテーション計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーション の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
  - ※上記は介護老人保健施設の場合。介護医療院については、理学療法注6、作業療法注6又は言語聴覚療法注 4を算定していること。
- 口腔衛生管理加算(II)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。
- 入所者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員そ の他の職種の者が、リハビリテーション計画の内容等の情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のた めに必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。
- 共有した情報を踏まえ、必要に応じてリハビリテーション計画の見直しを行い、見直しの内容について、関係職 種間で共有していること。

#### 【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

<個別機能訓練加算 (Ⅲ) > (新記

- 個別機能訓練加算(II)を算定していること。
- 口腔衛生管理加算(II)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。
- 入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施の ために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有してい
- 共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、理学療法士等 の関係職種間で共有していること。

#### 【留意事項】

#### 個別機能訓練加算について

① 個別機能訓練加算は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同し て、個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練(以下「個別機能訓練」という。)について算 定する。

- ② 個別機能訓練加算に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者を1名以上配置して行うものであること。
- ③ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行う。なお、介護福祉施設サービスにおいては、個別機能訓練計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。
- ④ 個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録する。利用者に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとすること。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければならないこと。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
- ⑤ 個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該特 定施設の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。
- ⑥ 厚生労働省への情報の提出については、「科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence)」(以下「LIFE」という。)を用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。

サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜 活用されるものである。

⑦ 個別機能訓練加算(Ⅲ)における個別機能訓練、口腔、栄養の一体的取組についての基本的な考え方は 別途通知(「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」)を参 考とし、関係職種間で共有すべき情報は、同通知の様式1-4を参考とした上で、常に当該事業所の関 係職種により閲覧が可能であるようにすること。

#### ※厚生労働省通知

リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について(令和6年3月15日通知)参照

### ③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画 書の見直し

2.(1)③ リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る 一体的計画書の見直し

概要

【通所介護、通所リハビリテーション★、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、介護老 人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

○ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組を推進する観点から、リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直しを行う。【通知改正】

### 算定要件等

- リハピリテーション・個別機能訓練、口腔、栄養に係る一体的計画書について、記載項目を整理するとともに、他の様式におけるLIFE提出項目を踏まえた様式に見直し。
- ※令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.7)間2~問3参照

### ⑭介護保険施設における口腔衛生管理の強化

2. (1) 18 介護保険施設における口腔衛生管理の強化

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

○ 介護保険施設において、事業所の職員による適切な口腔管理等の実施と、歯科専門職による適切な口腔管理につなげる観点から、事業者に利用者の入所時及び入所後の定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価の実施を義務付ける。【通知改正】

### 算定要件等

- 当該施設の従業者又は歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者毎に施設入所時及び入所後 月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。
- 技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士 においては、当該施設との連携について、実施事項等を文書等で取り決めを行うこと。

<運営基準等における対応>



※令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.1)問 179~問 180 参照

### 15退所者の栄養管理に関する情報連携の促進

#### 2. (1) ② 退所者の栄養管理に関する情報連携の促進

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

○ 介護保険施設から、居宅、他の介護保険施設、医療機関等に退所する者の栄養管理に関する情報連携が切れ目なく行われるようにする観点から、介護保険施設の管理栄養士が、介護保険施設の入所者等の栄養管理に関する情報について、他の介護保険施設や医療機関等に提供することを評価する新たな加算を設ける。【告示改正】

#### 単位数

<現行>なし



<改定後>

退所時栄養情報連携加算 70単位/回 (新設)

### 算定要件等

〇対象者

・厚生労働大臣が定める特別食※を必要とする入所者又は 低栄養状態にあると医師が判断した入所者

#### ○主な質定要件

- ・管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、 当該者の栄養管理に関する情報を提供する。
- ・1月につき1回を限度として所定単位数を算定する。

※疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋 に基づき提供された適切な疾費量及び内容を有する 腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、環冻自血食 膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のた めの流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別 な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。)



介護保険施設A

#### 【留意事項】

退所時栄養情報連携加算について

- ① 退所時栄養情報連携加算は、指定地域密着型介護老人福祉施設と医療機関等の有機的連携の強化等を 目的としたものであり、入所者の栄養に関する情報を相互に提供することにより、継続的な栄養管理の 確保等を図るものである。
- ② 退所時栄養情報連携加算は、別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、指定地域密着型介護老人福祉施設からその居宅に退所する場合、当該入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理栄養士が当該入所者の栄養管理に関する情報を提供したときに算定できる。また、当該入所者が病院、診療所若しくは他の介護保険施設(以下、「医療機関等」という。)に入院若しくは入所する場合、当該医療機関等に対して、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理栄養士が当該入所者の栄養管理に関する情報を提供したときに算定できる。

なお、当該加算は、当該入所者が退所した日の属する月において、1月に1回を限度として算定できる。

- ③ 栄養管理に関する情報とは、提供栄養量、必要栄養量、食事形態(嚥下食コード含む。)、禁止食品、 栄養管理に係る経過等をいう。
- ④ 栄養管理に関する情報の提供については別途通知(「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」)を参照されたい。
- ⑤ 退所時栄養情報連携加算の対象となる特別食は、別に厚生労働大臣が定める特別食に加え、心臓疾患 等の入所者に対する減塩食、十二指腸潰瘍の入所者に対する潰瘍食、侵襲の大きな消化管手術後の入所 者に対する潰瘍食、クローン病及び潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している入所者に対する低

残渣食並びに高度肥満症(肥満度がプラス40%以上又はBMIが30以上)の入所者に対する治療食をいう。なお、高血圧の入所者に対する減塩食(食塩相当量の総量が6.0グラム未満のものに限る。)及び嚥下困難者(そのために摂食不良となった者も含む。)のための流動食は、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の療養食加算の場合と異なり、退所時栄養情報連携加算の対象となる特別食に含まれる。

※令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.1)問179~問180参照

### 16再入所時栄養連携加算の対象の見直し

#### 2. (1) ② 再入所時栄養連携加算の対象の見直し

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

 再入所時栄養連携加算について、栄養管理を必要とする利用者に切れ目なくサービスを提供する観点から、医療機関から介護保険施設への再入所者であって特別食等を提供する必要がある利用者を算定対象に加える。 【告示改正】

#### 算定要件等

〇対象者

<現行>

二次入所において必要となる栄養管理が、 一次入所の際に必要としていた栄養管理

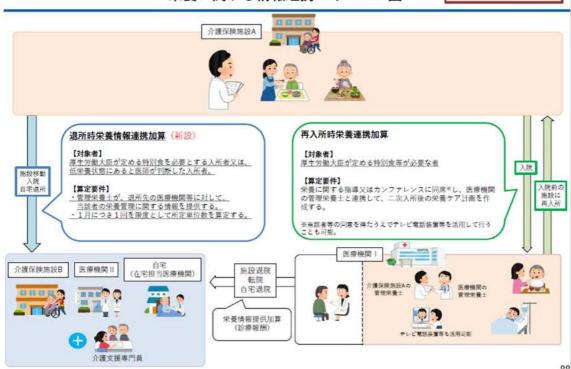
一次入所の際に必要としていた栄養管理 とは大きく異なる者。 <改定後>

厚生労働大臣が定める特別食\*等を必要とする者。

※疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事薬に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。)

#### 栄養に関する情報連携のイメージ図

下線部: R 6 報酬改定事項



#### 【留意事項】

#### 再入所時栄養連携加算について

① 地域密着型介護老人福祉施設に入所していた者が、医療機関に入院し、当該者について、医師が別に厚生労働大臣が定める特別食又は嚥下調整食を提供する必要性を認めた場合であって、当該者が退院した後、直ちに再度当該地域密着型介護老人福祉施設に入所(以下「二次入所」という。) した場合を対象とすること。

② 嚥下調整食は、硬さ、付着性、凝集性などに配慮した食事であって、日本摂食嚥下リハビリテーショ ン学会の分類に基づくものをいう。また、心臓疾患等の者に対する減塩食、十二指腸潰瘍の者に対する 潰瘍食、侵襲の大きな消化管手術後の入所者に対する潰瘍食、クローン病及び潰瘍性大腸炎等により腸 管の機能が低下している者に対する低残渣食並びに高度肥満症(肥満度がプラス 40%以上又はBMIが 30以上)の者に対する治療食を含む。なお、高血圧の者に対する減塩食(食塩相当量の総量が6.0グラ ム未満のものに限る。)及び嚥下困難者(そのために摂食不良となった者も含む。)のための流動食は、 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス及び地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護の療養食加算の場合と異なり、再入所時栄養連携加算の対象となる特別食に含まれる。

### ⑪ユニットケア施設管理者研修の努力義務化

#### 2.(2)③ ユニットケア施設管理者研修の努力義務化

【短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、 概要 介護老人保健施設、介護医療院】

ユニットケアの質の向上の観点から、個室ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講する よう努めなければならないこととする。【省令改正】

### ⑱科学的介護推進体制加算の見直し

#### 2. (3) ① 科学的介護推進体制加算の見直し

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

#### 概要

- 科学的介護推進体制加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を
  - 推進する観点から、以下の見直しを行う。 ア 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。 【通知改正】
    - イ LIFEへのデ - 一タ提出頻度について、少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。 【通知改正】
    - ウ 初回のデータ提出時期について、他のLIFE関連加算と揃えることを可能とする。【通知改正】

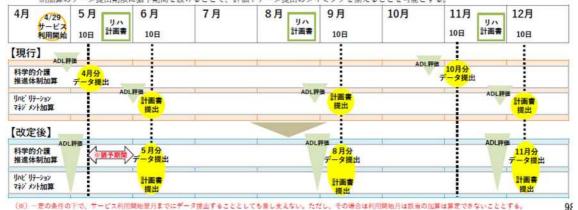
#### 算定要件等

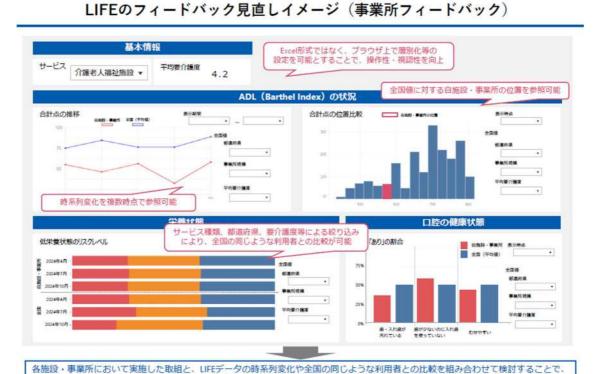
- LIFEへのデータ提出頻度について、他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも「3月に1回」に見直す。
- その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施。
  - <入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>
  - ・入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する
  - ・同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする

#### LIFEへのデータ提出頻度の見直し(イメージ)

- 各加算のデータ提出頻度について、サービス利用開始月より入力を求めている加算もあれば、サービス利用開始 後の計画策定時に入力が必要な加算もあり、同一の利用者であっても算定する加算によって入力のタイミングが異 なり、事業所における入力タイミングの管理が煩雑となっている。
- LIFEへのデータ提出について、「少なくとも3か月に1回」と統一する。
- また、同一の利用者に対して複数の加算を算定する場合のデータ提出頻度を統一できるよう、例えば、月末より サービス利用を開始する場合であって、当該利用者の評価を行う時間が十分確保できない場合等、一定の条件の下 で、提出期限を猶予する。

#### 例:同一の利用者に科学的介護推進体制加算及びリハビリテーションマネジメント加算を算定する場合

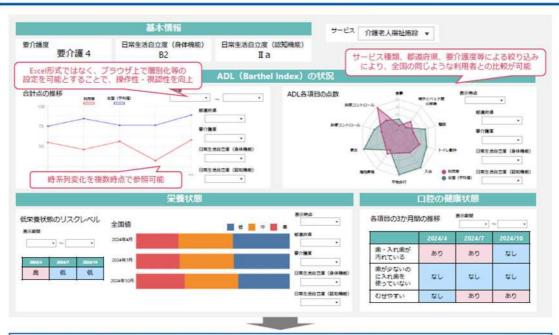




- 19 -

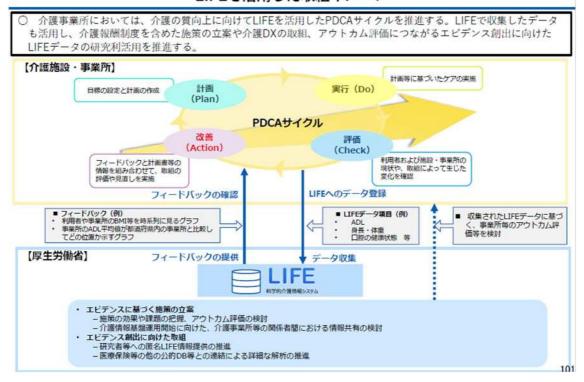
取組の効果や自施設・事業所の特徴の把握へ活用

### LIFEのフィードバック見直しイメージ(利用者フィードバック)



各利用者に対して実施した取組と、LIFEデータの時系列変化や全国の同じような利用者との比較を組み合わせて検討することで、 取組の効果や利用者の特徴の把握へ活用

#### LIFEを活用した取組イメージ



※令和6年度介護報酬改定Q&A (Vol.7)

問 175 科学的介護推進体制加算のデータ提出頻度について、少なくとも6か月に1回 から3か月に1回に見直されたが、令和6年4月又は6月以降のいつから少なくと も3か月に1回提出すればよいか。

#### (答)

- ・ 科学的介護推進体制加算を算定する際に提出が必須とされている情報について、令和 6年4月又は6月以降は、少なくとも3か月に1回提出することが必要である。
- ・ 例えば、令和6年2月に提出した場合は、6か月後の令和6年8月までに少なくとも 1回データ提出し、それ以降は3か月後の令和6年11月までに少なくとも1回のデータ 提出が必要である。

### 19自立支援促進加算の見直し

直すことで、事務負担の軽減を行う。

・入力項目の定義の明確化や

○ その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施。 <入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>

### 2.(3)② 自立支援促進加算の見直し 概要 【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】 自立支援促進加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を推進する観 点から、以下の見直しを行う。 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。 【通知改正】 イ LIFE への初回のデータ提出時期について、他の LIFE 関連加算と揃えることを可能とする。 【通知改正】 ウ 医師の医学的評価を少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。 【告示改正】 エ 本加算に沿った取組に対する評価を持続的に行うため、事務負担の軽減を行いつつ評価の適正化を行う。 【告示改正】 単位数 <改定後> 自立支援促進加算 300単位/月 自立支援促進加算 280 単位/月 (変更) (介護老人保健施設は300単位/月) 算定要件等

医学的評価の頻度について、支援計画の見直し及びデータ提出の頻度と合わせ、少なくとも「3月に1回」へ見

他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する。

・同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする。

※令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.1)問 171~問 172 参照

### ②アウトカム評価の充実のための ADL 維持等加算の見直し

### 2.(3)③ アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

○ ADL維持等加算について、自立支援・重度化防止に向けた取組をより一層推進する観点から、ADL維持等加算 (Ⅱ)におけるADL利得の要件について、「2以上」を「3以上」と見直す。【告示改正】 また、ADL利得の計算方法の簡素化を行う。【通知改正】

#### 算定要件等

- < ADL維持等加算(I) >
- 以下の要件を満たすこと
  - イ 利用者等(当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。
  - ロ 利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合は サービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属 する月ごとに厚生労働省に提出していること。
  - ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL 値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位 及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値 が1以上であること。
- < ADL維持等加算(Ⅱ) >
- ADL維持等加算(I)のイとロの要件を満たすこと。○ 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上であること。
- < ADL維持等加算( | ) ( || ) について >
- 初回の要介護認定があった月から起算して12月以内である者の場合や他の施設や事業所が提供するリハビリテー ションを併用している利用者の場合のADL維持等加算利得の計算方法を簡素化

#### 【留意事項】

#### ADL維持等加算について

- ① ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、BarthelIndexを用いて行うものとする。
- ② 大臣基準告示第16号の2イ(2)における厚生労働省へのADL値の提出は、LIFEを用いて行うこ ととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関 連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。

サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状 態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、当該実施 内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(P DCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜 活用されるものである。

③ 大臣基準告示第16号の2イ(3)及びロ(2)におけるADL利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算 して6月目の月に測定したADL値から、評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、 次の表の上欄の評価対象利用開始月に測定したADL値に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる値を加え た値を平均して得た値とする。

| ADL値が0以上25以下  | 1 |
|---------------|---|
| ADL値が30以上50以下 | 1 |
| ADL値が55以上75以下 | 2 |

#### ADL値が80以上100以下

④ ハにおいてADL利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、ADL利得の多い順に、上位 100分の10に相当する利用者(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。) 及び下位100分の10に相当する利用者(その数に1未満の端数が生じた

3

ときは、これを切り捨てるものとする。)を除く利用者(以下この(12)において「評価対象利用者」という。)

- ⑤ 加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして市町村長に届け出ている場合は、 届出の日から 12 月後までの期間を評価対象期 間とする。
- ⑥ 令和6年度については、令和6年3月以前よりADL維持等加算(Ⅱ)を算定している場合、ADL利 得に関わらず、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月に限り算定を継続することができる。

### ②アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し

2.(3)4) アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し

概要

【看護小規模多機能型居宅介護 、 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健 施設、介護医療院】

- 排せつ支援加算について、介護の質の向上に係る取組を一層推進する観点から、以下の見直しを行う。
  - 排せつ状態の改善等についての評価に加え、尿道カテーテルの抜去についても新たに評価を行う。 【告示改正】
  - 医師又は医師と連携した看護師による評価を少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。【告示改正】
  - 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。【通知改正】
  - エ 初回のデータ提出時期について、他の LIFE 関連加算と揃えることを可能とする。【通知改正】

#### 算定要件等

- LIFE関連加算に共通した見直しを実施。
  - < 入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>

    - 7頁に軽減に向けたCFに関連が発生が過ぎる発達して 入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する 同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする
- <排せつ支援加算(1)
- 以下の要件を満たすこと。 イ 排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとと

#### <排せつ支援加算(Ⅱ)>

- 排せつ支援加算(1)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、
  - 施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと。 又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること。 又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。

#### <排せつ支援加算(III)>

- 排せつ支援加算(1)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、
  - 施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと。 かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。

※令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.1)問 171~問 172 参照

### **20アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し**

#### 2.(3)⑤ アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し

【看護小規模多機能型居宅介護 、 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健

- 褥瘡マネジメント加算(介護医療院は褥瘡対策指導管理)について、介護の質の向上に係る取組を一層推進する 観点から、以下の見直しを行う
  - 施設人所時又は利用開始時に既に発生していた褥瘡が治癒したことについても評価を行う。 【告示改正】 加算の様式について 入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。 【通知改正】
  - ウ 初回のデータ提出時期について、他の LIFE 関連加算と揃えることを可能とする。 【通知改正】

#### 算定要件等

- LIFE関連加算に共通した見直しを実施
- <入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>
- <褥瘡マネジメント加算(1)>
- 以下の要件を満たすこと。 「 入所者又は利用者ごとに、施設入所時又は利用開始時に揮棄の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所
- 時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価すること。イの確認及び評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、掲載管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のため。
- <u>に必要な情報を活用していること。</u> 、<u>イの確認の結果、海瘡が認められ、又は</u>イの評価の結果、海瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、海瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。 1000 日本、伊東ツ町のウ料、XIG イの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。 1 入所者又は利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者又は利用者の状態について定期的に記録していること。
- ホ イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。

- 0

#### ※令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.1)問 171~問 172 参照

### ②介護職員の処遇改善

#### 3. (1) ① 介護職員の処遇改善①

【訪問介護、訪問入浴介護★、適所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、適所リハビリテーシ ン★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多 機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう 加算率の引上げを行う。
- 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進 する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算につい て、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
  - ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な 要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。

単位数

概要

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の介護 職員の常勤換算職員数に基づき設定

| # K2EV                                  | 介護職員等処遇改善加算 |       |       |       |
|---|-------------|-------|-------|-------|
| サービス区分                                  | 1           | 11    | III   | IV    |
| 訪問介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護         | 24.5%       | 22.4% | 18.2% | 14.5% |
| 訪問入浴介護★                                 | 10.0%       | 9.4%  | 7.9%  | 6.3%  |
| 通所介護・地域密着型通所介護                          | 9.2%        | 9.0%  | 8.0%  | 6.4%  |
| 通所リハビリテーション★                            | 8.6%        | 8.3%  | 6.6%  | 5.3%  |
| 特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護           | 12.8%       | 12.2% | 11.0% | 8.8%  |
| 認知症対応型通所介護★                             | 18.1%       | 17.4% | 15.0% | 12.2% |
| 小規模多機能型居宅介護★·看護小規模多機能型居宅介護              | 14.9%       | 14.6% | 13.4% | 10.6% |
| 認知症对応型共同生活介護★                           | 18.6%       | 17.8% | 15.5% | 12.5% |
| 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★        | 14.0%       | 13.6% | 11.3% | 9.0%  |
| 介護老人保健施設·短期入所療養介護 (介護老人保健施設)★           | 7.5%        | 7.1%  | 5.4%  | 4.4%  |
| 介護医療院·短期入所療養介護 (介護医療院)★·短期入所療養介護 (病院等)★ | 5.1%        | 4.7%  | 3.6%  | 2.9%  |

令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにすることなどの激変緩和措置を講じる。

107

### 3.(1)① 介護職員の処遇改善②

#### 算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、戦種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算IVの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
  - ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

| 加算率 (※) | L.         |    | D要件は黒字、新規・修正する要件は赤字   | 対応する現行の加算等(80)   | 新加算の趣旨                        |
|---------|------------|----|---|--|-------------------------------|
| [24.5%] | 新加算        | I  | 新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(助問介護の場合、介護福祉士30%以上)                              | a. 処据改飾加算(I)<br>[13.796]<br>b. 特定処理加算(I)<br>[6.396]<br>c. ペースアップ等支援加算<br>[2.496] | 事業所内の経験・<br>技能のある職員を<br>充実    |
| [22.4%] | (介護職員等処遇改善 | п  | 新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。  ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上  ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】  ・ グル・ブごとの配分ルール【徹廃】                | a. 処遇改飾加算(I)<br>[13.796]<br>b. 特定処遇加算(Ⅱ)<br>[4.296]<br>c. ベースアップ等支援加算<br>[2.496] | 総合的な職場環境<br>改善による職員の<br>定着促進  |
| [18.2%] | 処遇改善が      | ш  | 新加算(IV)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備   | a. 処遇改善加算 (I)<br>[13.7%]<br>b. ベースアップ等支援加算<br>[2.4%]                             | 資格や経験に応じ<br>た昇給の仕組みの<br>整備    |
| [14.5%] | 加算)        | IV | <ul> <li>新加算(IV)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分</li> <li>職場環境の改善(職場環境等要件) [見直し]</li> <li>賃金体系等の整備及び研修の実施等</li> </ul> | a. 処遇改無加算(II)<br>【10.0%】<br>b. ベースアップ等支援加算<br>【2.4%】                             | 介護職員の基本的<br>な待遇改善・ベー<br>スアップ等 |

※:加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算( $I \sim IV$ )は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に 重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

10

※厚生労働省 HP 介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A参照

## ②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に 資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

3.(2)② 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に 資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

○ 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、 事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する ための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

### ②介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの活用促進

3. (2) ③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進①

#### 概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入 後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽 滅に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1 つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業 務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価する新たな加算を設けることとする。 【告示改正】
- 加えて、上記の要件を満たし、提出したデータにより業務改善の取組による成果が確認された上で、見守り機器 等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っているこ とを評価する区分を設けることとする。【告示改正】

#### 単位数

<現行> なし



生産性向上推進体制加算(1)100単位/月(新設) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位/月(新設)

### 3. (2) ③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進②

#### 算定要件等

### 【生産性向上推進体制加算(1)】 (新設)

- (Ⅱ) の要件を満たし、(Ⅱ) のデータにより業務改善の取組による成果(※1) が確認されていること。
- 見守り機器等のテクノロジー(※2)を複数導入していること。
- 職員間の適切な役割分担 (いわゆる介護助手の活用等) の取組等を行っていること
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。 (川) のデータによる業務改善の取組による成果と同等以上のデータを示す等の場 注:生産性向上に資する取組を従来より進めている施設等においては、(II)のデー合には、(II)の加算を取得せず、(I)の加算を取得することも可能である。

#### 【生産性向上推進体制加算(Ⅱ)】 (新設)

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や 必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ) 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
- (※1) 業務改善の取組による効果を示すデータ等について
  - において提供を求めるデータは、以下の項目とする。 利用者のQOL等の変化(WHO-5等)
  - イ 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化 ウ 年次有給休暇の取得状況の変化
  - エ 心理的負担等の変化(SRS-18等)
- (11)
- が建設の表にもの表にもできなが、 機器の導入による業務時間(直接介護、間接業務、休憩等)の変化(タイムスタディ調査) )において求めるデータは、(1)で求めるデータのうち、アからウの項目とする。 )における業務改善の取組による成果が確認されていることとは、ケアの質が確保(アが維持又は向上)された上で、職員の業務負担の軽減(イが 短縮、ウが維持又は向上)が確認されることをいう。

- (※2) 見守り機器等のテクノロジーの要件○ 見守り機器等のテクノロジーとは、以下のアからウに掲げる機器をいう。ア 見守り機器
- ンカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器
- コーフィルス中の場所は同じ、 力 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器(複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。) 見守り機器等のテクノロジーを複数導入するとは、少なくともアからつまでに掲げる機器は全て使用することであり、その際、アの機器は全ての居室に 設置し、イの機器は全ての介護職員が使用すること。なお、アの機器の運用については、事前に利用者の意向を確認することとし、当該利用者の意向に 応じ、機器の使用を停止する等の運用は認められるものであること。

#### 【厚生労働省通知】

- ・生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提 示について(令和6年3月15日策定、令和6年3月29日一部改正)参照
- 生産性向上に先進的に取り組む特定施設等の人員配置基準の見直しに関する通知(令 和6年3月15日策定、令和6年3月29日一部改正)参照
- ※令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.5)問12参照

### 18外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

### 3. (2) ⑧ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

○ 就労開始から6月未満のEPA介護福祉士候補者及び技能実習生(以下「外国人介護職員」という。)については、 日本語能力試験N1又はN2に合格した者を除き、両制度の目的を考慮し、人員配置基準への算入が認められていないが、就労開始から6月未満であってもケアの習熟度が一定に達している外国人介護職員がいる実態なども踏まえ、 人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行う。

具体的には、外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護 職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準 に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこと とする。【告示改正】

その際、適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。

ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。

イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。 併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の 配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

#### 算定要件等

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなしても差し支えないこととする。

受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した外国人介護職員
 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過していない外国人介護職員であって、受入れ施設(適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る。)に係る事業を行う者が当該外国人介護職員の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたもの

日本語能力試験N1又はN2に合格した者



### ②ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化

#### 3. (3) ⑩ ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化

概要

【短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

○ ユニット型施設において、引き続き入居者等との「馴染みの関係」を維持しつつ、柔軟なサービス提供により、より良いケアを提供する観点から、職員の主たる所属ユニットを明らかにした上で、必要に応じてユニット間の勤務が可能であることを明確化する。【通知改正】

※令和6年度介護報酬改定Q&A(Vol.1)問96~問97参照